

## 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額 身 知 精

障がいのある人が居住する既存の住宅について、令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額となります。なお、都市計画税については、減額措置はありません。

改修工事完了後、3か月以内に市に対して申告が必要になります。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

### ●減額対象家屋等について

#### ・減額対象家屋の要件

- 用 途 ..... 専用住宅（マンション等の区分所有家屋の専有部分を含む）  
併用住宅（居住部分の面積割合が1棟全体の1/2以上）
- 要 件 ..... 新築された日から10年以上を経過した住宅で改修後の住宅の床面積が  
50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下  
《工事期間》改修工事が令和8年3月31日までに完了

#### ・減額の内容

- 対象税額 ..... 一戸あたり100m<sup>2</sup>までに相当する額
- 減額率 ..... 3分の1
- 期間 ..... 1年

#### ・工事内容要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のものが対象

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

#### ・居住者の要件

次のいずれかの人が、申告時に居住していること

- ・65歳以上の人
- ・障がいのある人並びに要介護認定、要支援認定を受けている人

### ●問い合わせ先

浜松市役所資産税課 ☎457-2165

## 少額預金・少額公債の利子非課税制度 身 知 精

種類	限度額	対象者	区分	窓口
マル優※1	350万円	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者	非課税	各金融機関
特別マル優※2	350万円	精神障害者保健福祉手帳保持者 特別障害者手当受給者等		

※1 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など

※2 利付国債、公募地方債

